

ハワイアンキルト教室 aloha quilt

会員規約

第一章 総 則

第1条 (目的)

本規約は、ハワイアンキルト教室 aloha quilt (以下「当教室」といいます) の会員がその活動を行うにあたり遵守すべき事項を定めるものです。会員は、当教室に入会する際には、このすべてに同意したうえで、当教室所定の入会手続きを行うものとします。

第2条 (適用)

1. 本規約は、会員と当教室との間において適用されます。 当教室の会員は、次の4種です。

[無料会員]

- (1) 'Ohana (オハナ)

「家族」を意味し、温かい家庭的な雰囲気を表現します。

[有料会員]

- (2) 'Olu 'olu (オルオル)

「快適、心地よい、楽しみ」を意味し、人生の楽しみを分かち合うという意味合いを含みます。

- (3) Mālama (マーラマ)

丁寧でケアの意味を含み、自他成長とコミュニティの支えを象徴します。

- (4) 'Ike Kumu (イケ クム)

「知識と導師」を意味し、高度な技術や知識を学ぶ場を表現します。

2. 前項の各会員について、この入会と会員資格の維持には、それぞれ条件（所定講座の受講、認定試験合格等）があります。会員は、当教室の最新の会員概要にて、これを随時確認するものとします。

第二章 会 員

第3条 (会員の権利)

3. 会員が有する権利は次のとおりです。

- (1) 当教室の会員としての名称を、自らの事業に使用することができます。

- (2) 会員限定の定例会、イベント、セミナーの参加、Webサイト、サービス利用、情報提供等その他の特典を受けることができます。

4. 会員は、当教室から許諾される範囲に限り、各権利を有します。

5. 前各項の会員の権利について、当教室が変更または追加する場合、当該変更または追加した権利について事前に当教室より通知されます。

第4条 (会員の義務)

1. 会員は、自己の責任において、当教室の方針に則り、かつ本規約を遵守し、自らの活動を行うものとします。

2. 会員は、当教室独自のノウハウ（当教室より提供されるすべてのクラス、講座等に関する一切のノウハウを含み、以下「当教室ノウハウ」といいます）を使用して顧客にサービスを提供し、または作品を販売する際は、自己の責任において、誠実かつ適正に行うものとします。なお、当教室ノウハウの使用方法等について、当教室より指示があった

場合は、これに従うものとします。

3. 会員は、第三者（顧客を含みます）からのクレームや当該第三者との紛争に関して、自己の責任において、誠実かつ迅速に対応しなければならないものとします。

第5条（入会）

1. 入会希望者は、本規約に同意し、かつ希望する会員種別における条件を満たしたうえで、当教室所定の方法により入会申し込みを行うものとします。この入会を当教室が承諾した時点より、会員として活動することができるものとします。
2. 前項の入会承諾後、有料会員は、年会費を毎年所定の期日までに納入するものとします。初年度の年会費については、年の途中で入会する場合、月割り算出された額を納入するものとします。なお、年会費については、中途退会、登録抹消その他いかなる場合も返金されないものとします。
3. 当教室は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、入会希望者の入会を承諾しない場合があります。なお、当教室は入会希望者に対し、不承諾の理由を説明する義務を負わないものとします。
 - (1) 当教室に提供した登録情報の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (2) 反社会的勢力等である、または反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている」と当教室が判断した場合
 - (3) 過去当教室との契約に違反した者またはその関係者であると当教室が判断した場合
 - (4) その他、入会を適当でないと当教室が判断した場合

第6条（会員の資格要件）

1. 会員は、以下の資格要件を備え、これを維持しなければならないものとします。
 - (1) 当教室の目的、理念に賛同し、当該目的、理念に従った活動を行っていること
 - (2) 有料会員においては、年会費を正しく納めていること
 - (3) 会員資格条件（所定講座の受講、認定試験合格等）を満たしていること
 - (4) 当教室への支払（受講料、試験料、登録料等の一切を含みます）について、未支払がないこと
 - (5) その他会員としての資質・能力等に関して、当教室が不適格と判断する事由がない者であること
2. 会員が、前項各号の資格要件のいずれかを欠くに至った場合、または当教室がそのおそれがあると判断した場合、当教室は会員を退会させることができるものとします。この場合、当該会員資格は喪失するものとします。

第7条（期間）

会員は、入会の日から、第9条（退会）による退会に至るまで、当教室の会員としての資格を有します。

第8条（登録情報の変更）

会員は、自らの登録情報に変更を生じた場合には、遅滞なく、その変更内容を通知するものとします。

第9条（退会）

1. 会員は、退会を希望するときは、その旨を当教室に事前に申し出るものとします。
2. 前項の退会の申し出については、やむを得ない事由がある場合を除き、退会予定日の1ヶ

月前までに行うものとしします。

3. 当教室は、会員が本規約に違反し、あるいは違反するおそれのある行為が発覚した場合、会員を退会させることができるものとしします。

第10条（退会後の措置）

会員は、退会したときは、直ちに次の措置を講じなければならないものとしします。また、この場合に、当教室は、必要な指示をすることができ、当該会員はその指示に従わなければならないものとしします。

- (1) 一切の広告、表示等から会員である旨の掲示を中止すること
- (2) 前号の他、自身や自らの事業が当教室と何ら関係を有さないものであると第三者に認識されるよう、可能な限りの措置を行うこと
- (3) その他当教室が指示する事項

第11条（休会）

会員は、会員自身や家族のやむを得ない理由で休会を希望するときは、事前に当教室に通知することで、次の条件にて、休会することができます。休会中については、会費の支払いが免除されます。

[休会についての条件]

- (1) 休会期間は、原則として、最大3ヶ月間まで（会費全額免除）です。
- (2) 休会期間が3ヶ月を超える場合、会員は、事前にその旨当教室に通知し、当教室がこれを承諾した場合、4か月目以降も、当教室との間で合意した期間、休会が可能です。（4か月目以降は、会費は半額免除となり、会費の半額を支払う必要があります。）
- (3) 休会中に連絡が取れなくなった場合、その他当教室が休会について適当でない判断する相当の事象が発生した場合、退会いただく場合があります。

第三章 秘密情報および権利義務

第12条（秘密情報）

会員は、当教室より提供を受け、または知り得た当教室の営業上、財産上、技術上その他の情報（当教室ノウハウや未公開の当教室の講座内容を含み、以下「秘密情報」といいます）を適切に管理し、当教室の事前承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとしします。

第13条（権利帰属）

1. 当教室の秘密情報およびこれに関する書籍、各種データ、その他の当教室の事業、サービス、教材、デザイン、商品、作図等に関する知的財産権は、全て当教室に帰属しており、かつ会員には移転しないものとしします。会員は、これらの当教室の知的財産権を、当教室より許諾される範囲内において使用することができます。
2. 会員は、如何なる理由によっても当教室の知的財産権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとしします。

第14条（禁止行為）

次に該当する行為を本規約における会員の禁止行為と定めます。なお、会員が禁止行為を行った場合、当教室は、直ちにその会員資格を剥奪することができるものとしします。

- (1) 当教室または当教室関係者の知的財産権、肖像権、プライバシー、人権や営業権その他の権利を侵害する行為
- (2) 当教室の承諾を得ることなく、当教室から提供された教材、書籍、ビデオその他の

- 情報、データ等の複製、模造、印刷、配布、転載、SNS等へアップロードを行う行為
- (3) 当教室または当教室関係者を誹謗中傷し、あるいは名誉を傷つけるような行為、その他手段の如何を問わず、当教室の運営を妨害する迷惑行為
 - (4) 会員制度を利用した当教室と関係のないビジネスや宗教団体等への勧誘、引き抜き行為
 - (5) 法令または公序良俗に違反し、あるいは違反するおそれのある行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為

第15条（損害賠償）

会員は、当教室に損害を与えた場合、当教室に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。

第16条（存続条項）

会員が退会した後においても、第10条（退会後の措置）、第12条（秘密情報）、第13条（権利帰属）、第15条（損害賠償）、本条（存続条項）、第17条（反社会的勢力等）、第18条（非保証等）、第19条（譲渡等）、および第21条（合意管轄）は、なお有効に存続するものとします。

第17条（反社会的勢力等）

1. 会員は次の各号に該当しないことを保証し、将来においても該当しないことを誓約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力等または反社会的勢力等でなくなったときから5年を経過しない者であること
 - (2) 反社会的勢力等に資金提供等、便宜の供給を行っていること
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、他者に対して暴力行為、詐術、脅迫的言辞を用いていること
2. 当教室は、会員が前項の規定に違反した場合、事前に催告することなく、直ちにその会員資格を剥奪することができるものとします。

第四章 雑 則

第18条（非保証等）

当教室は、会員に対し、次のことを保証しません。会員は、当教室より提供される特典や当教室ノウハウその他各会員活動の結果として生じる成果等については個人差があること、また当該非保証を理解し、事前に了承するものとします。

- (1) 当教室ノウハウ、当教室の資格等を会員の活動・事業に活かせること、一定の成果や集客、売上、有益な機会等が必ず得られること。
- (2) 会員の抱える個々の問題、悩み、トラブルなどが必ず解決、解消されること。
- (3) その他、会員の期待する特定の目的の達成や結果が得られること。

第19条（譲渡等）

会員は、当教室の書面による事前の承諾なく、会員としての地位または本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

第20条（協議解決）

本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。

第21条（合意管轄）

本規約に関連する紛争が生じた場合には、当教室の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

最終改定 2024年6月1日